

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 特別支援教育の充実
-----	-------------

施策主管課	教育センター	総合計画記載頁	112ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	II 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために	政策名 (基本施策名)	9 信頼される学校教育を推進する	政策の達成目標 (基本施策目標)	信頼される学校教育が推進され、児童生徒が、充実した学校生活を送っています。
------	-------------------------	----------------	------------------	---------------------	---------------------------------------

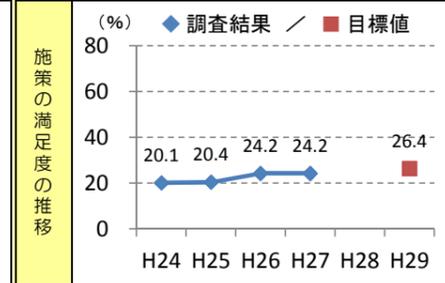
2 施策の取組状況

施策目標	児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。
------	------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価									
	指標1	個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合	単年度目標値	98.0%	98.4%	98.8%	99.2%	99.6%				100.0%	A	調査結果	20.1%	20.4%	24.2%	24.2%	/		/	/	/	/	B				
	現状値	96.8%	実績値	97.8%	97.8%	98.9%	97.8%	/	目標値(H29)	26.4%	前年度からの増減	0.3%								3.8%						0.0%	/	/	/
	目標値(H29)	100%	単年度の達成度	99.8%	99.4%	100.1%	98.6%																						
指標2		単年度目標値	/	/	/	/	/	/	【参考】中核市等との水準比較	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B									
	現状値	実績値	/	/	/	/	/	/		指標名(単位)																			
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	/		H24 H25 H26 H27 H28 H29																			
指標3		単年度目標値	/	/	/	/	/	/	【参考】中核市等との水準比較	中核市平均																			
	現状値	実績値	/	/	/	/	/	中核市での本市の順位																					
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	中核市平均																					
			/	/	/	/	/	/	中核市での本市の順位																				

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逶減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

・平成24年7月の中央教育審議会分科会報告において、障がいのある子と障がいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備することなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムを構築していくことが示された。  
 ・平成25年9月、学校教育法施行令が一部改正され、就学先決定にあたっては、児童生徒の障がいの状態はもとより、本人・保護者の意向や学校や地域の状況等を踏まえ総合的な観点から検討することが規定された。  
 ・平成28年4月、障害による差別の解消の推進に関する法律が施行され、公立の小中学校において、障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務化された。  
 ※インクルーシブ教育システム・・・障がいのある児童生徒が、自己の能力を最大限に発達させ、社会参加できるよう、特別支援学級等の多様な学びの場を活用しつつ、障がいのない児童生徒とできる限り共に学ぶことのできる仕組み。  
 ※合理的配慮・・・特別な支援が必要な児童生徒の「教育を受ける権利」を確保するために、市や学校が、体制面や財政面で過度の負担にならない範囲内で行う調整や変更のことであり、教員が行う教材等の工夫から、市が行う施設整備まで様々なことが考えられる。

施策を取り巻く環境等	特別支援教育に関する教職員研修や教育センター職員による学校訪問指導の実施等により、各小中学校において、個別の支援計画を活用し教職員の共通理解のもと、組織的な対応がなされている。	市民満足度	先駆的な取組である特別支援教室(かがやきルーム)に関する事業については、対象児童生徒やその保護者等から高い評価を得ているが、市民満足度は、前年度と同水準で推移している。	総合評価	83点
施策指標					概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	特別支援教育事業	○★	特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒及び、宇都宮市立小中学校の教職員	かがやきルームでの指導の充実 特別支援教育に係る教職員研修の実施	計画どおり	491	H16	先駆的	かがやきルーム利用者の増加に対応するために、かがやきルームの効果的な運用の在り方を検討するとともに、指導員研修の充実を図る。 学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上のために、学校訪問相談の実施や教育センターでの研修の充実を図るとともに、地域学校園の仕組みを活かした教職員研修の在り方を検討していく。
2	就学指導事業	★	障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定	宇都宮市立小中学校に入学予定の幼児・児童・生徒、保護者	教育センターにおける就学相談の実施	計画どおり	1,101	H15		本市インクルーシブ教育システムを構築していくために、学校における合理的配慮の提供についての基本方針を作成する。
3	発達支援ネットワーク推進事業【再掲】	○★	関係機関との連携強化	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	計画どおり	567	H20		ライフステージに応じた発達障がいの理解啓発を推進するため、宇都宮市発達支援ネットワーク会議において、学齢期の次のライフステージである「青少年期」の発達障がい理解啓発紙「発達障がいを正しく理解しよう!」を作成・配布し、発達障がいについての正しい理解を広めていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆小中学校における全校体制での特別支援教育の推進のために、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級等の担当教員の特別支援教育に係る指導力の向上を図っていく必要がある。</p> <p>◆早期からの一貫した支援のために、より早い段階から保護者が就学について考える機会を設定するとともに、小中一貫教育・地域学校園の取組を軸として、幼稚園や保育所、高等学校や特別支援学校等との連携を強化していく必要がある。</p> <p>◆インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様な教育的ニーズに対応できるように、かがやきルーム指導員等の人的支援体制や特別支援学級等の物的環境整備を含めた、本市小中学校における合理的配慮の提供について整理する必要がある。</p> <p>◆特別な支援を必要とする児童生徒が、地域の中でより生き生きと生活し活躍できるように、保護者や市民への特別支援教育や発達障がいについての理解・啓発を行っていく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるように、特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上のための研修の新設などによる教職員の指導力の更なる向上を図るとともに、本市のインクルーシブ教育システム構築に向けた教育内容や方法、人的支援体制、施設・設備など合理的配慮に係る基本方針の作成を行い、特別支援教育を一層推進していく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆特別支援教育事業 すべての学校で、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が行えるように、全校に配置したかがやきルーム指導員の指導力の向上を図りながら、かがやきルームでの指導の充実を図る。また、特別支援学級や通常の学級の担任教員の経験年数や職務に応じた研修を更に充実させるとともに、学校の要請に応じた教育センター職員による訪問指導を今後とも実施していく。</p> <p>◆発達支援ネットワーク推進事業 障がい児が、ライフステージに応じて一貫した支援が受けられるよう、関係機関等と連携を強化し、発達の支援を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>